4　国土交通大臣は、指針を踏まえた事業経営を確保するため必要があると認めるときは、新会社に対し、その事業経営について必要な指導及び助言をすることができることとした。（附則第三条関係）

5　国土交通大臣は、指針に照らし、新会社が正当な理由がなくて当該新会社が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保若しくは適切な利用条件の維持又は当該新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保のために必要な事業経営を行っていないと認めるときは、当該新会社に対し、その事業経営に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができることとし、新会社がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（附則第四条第一項及び第二項関係）

6　国土交通大臣は、5の勧告を受けた新会社が、勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合であって、当該新会社が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保若しくは適切な利用条件の維持又は当該新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保が著しく阻害されている事実があると認めるときは、当該新会社に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（附則第四条第三項関係）

7　新会社が6の命令に違反した場合には、その違反行為をした新会社の取締役又は執行役は、一〇〇万円以下の過料に処することとした。（附則第五条関係）

8　九州旅客鉄道株式会社は、施行日の前日において、国土交通省令で定めるところにより、その事業の運営に必要な費用に充てるため、経営安定基金の全額を取り崩すこととした。（附則第七条第一項関係）

9　国土交通大臣は、8の国土交通省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならないこととした。（附則第七条第二項関係）

10　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第二四八号）（外務省）

1　アジア大洋州局大洋州課の所掌事務について所要の改正を行うこととした。（第四二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二四九号）（厚生労働省）

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二六年法律第八二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二八年六月一日とすることとした。

◇労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第二五〇号）（厚生労働省）

一　労働安全衛生法施行令の一部改正関係

譲渡又は提供の際にその名称等を表示しなければならない物の範囲を、次のとおりとすることとした。（第一八条関係）

1　別表第九に掲げる物（イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあっては、粉状のものに限る。）

2　別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

3　別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

二　施行期日等

1　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を設けることとした。

2　施行期日

この政令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二八年六月一日）から施行することとした。

法　律

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十六号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社」を「及び四国旅客鉄道株式会社」に改める。

第二条中「、九州旅客鉄道株式会社」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条、第七条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（指針の公表等）

第二条　国土交通大臣は、日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第一条の趣旨にのっとり実施された日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえ、次に掲げる者（次項第一号を除き、以下「新会社」という。）が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保及び適切な利用条件の維持並びに新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保を図るため、新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

一　この法律による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（以下「旧法」という。）により設立された九州旅客鉄道株式会社（以下単に「九州旅客鉄道株式会社」という。）

二　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において九州旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受け、合併若しくは分割又は相続により施行日以後経営する者であって、その営む事業の内容、規模、出資者その他の事情を勘案して国土交通大臣が指定するもの

2　指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　会社間（前項各号に掲げる者の間又は当該者とこの法律による改正後の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項の会社若しくは旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項の新会社との間をいう。以下この号において同じ。）における旅客の運賃及び料金の適切な設定、鉄道施設の円滑な使用その他の鉄道事業に関する会社間における連携及び協力の確保に関する事項

二　日本国有鉄道の改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえた現に営業している路線の適切な維持及び駅その他の鉄道施設の整備に当たっての利用者の利便の確保に関する事項

三　新会社がその事業を営む地域において当該事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動に対する不当な妨害又はその利益の不当な侵害を回避することによる中小企業者への配慮に関する事項